

気象警報発令・地震発生時に於ける措置について

1. 京都市・向日市・長岡京市・大山崎町・高槻市（島本町）いずれの地域に、暴風警報、特別警報(暴風、大雪、暴風雪)、河川氾濫・大雨・土砂災害のレベル4 危険警報、レベル5 特別警報のいずれかが発令された場合。
 - a. 午前6時までに解除となった場合。
 - ・平常通りの授業(8時50分始業)
 - b. 午前6時までに解除されない場合、及び「午前6時以降に発令」された場合。
 - ・臨時休校
 - c. 登校後に休校措置にあたる警報が発令された場合。
 - ・生徒は学校で一待機とし、学校(長)の指示により下校さす。
 - d. 上記以外の場合でも学校長の判断により休校とする場合がある。

 2. 京都府南部・大阪府北部いずれの地域に震度5弱以上の地震が発生した場合。
 - a. 下校後、午前0時までに発生した場合。
 - ・翌日を臨時休校
 - b. 午前0時以降、登校までに発生した場合。
 - ・当日を臨時休校
 - c. 在校中に発生した場合、また登下校中に発生し学校に登校、戻ってきた場合。
 - ・原則として余震の心配や、公共交通機関の運行状況確認のため学校に留め置きます。
 - 安全を確保でき、保護者への連絡後(連絡アプリ)に集団で下校させます。

 - ※ 上記地域以外で1、2の場合。当該の地域に居住している生徒は、学校連絡（連絡アプリ）をして上記地域と同じ対応をしてください。

 3. 警報・災害等により、JR 京都線・阪急京都線いずれかが運休(計画運休)の場合。
 - a. 10時までに再開した場合。午後1時より始業(SHR)し、5・6限授業。
 - b. 10時以降に再開した場合。 臨時休校
- また、上記以外で利用する公共交通機関が(臨時)運休し、登校が困難な場合は登校を見合わせ自宅待機する。運行再開後は安全を確保し登校をしてください。 運休・遅延による欠席・遅刻は公欠席扱いとする。